

高山市障がい者活躍推進計画

1 計画策定の趣旨

令和元年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和37年法律第123号）」が改正されたことに伴い、国及び地方公共団体は「障害者活躍推進計画」の策定及び公表が義務となった。

高山市では、これまでも障がい者枠の職員採用募集や、働きやすい職場環境の整備などに取り組んでいるが、さらに市役所全体で障がい者の活躍推進に向け取り組むため、本計画を策定する。

2 計画の位置付け

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項の規定に基づく「障がい者活躍推進計画」として策定する。

3 計画期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とする。

※計画の終期を、高山市特定事業主行動計画と同様とし、次期計画は高山市特定事業主行動計画と一体の計画として見直すものとする。

4 計画の対象

この計画は、市長部局のほか監査委員事務局、固定資産評価審査委員会事務局、公平委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、議会事務局、教育委員会事務局、消防本部の職員を対象とする。

5 高山市役所における障がい者雇用に関する課題

高山市役所における令和4年6月1日現在の実雇用率は3.01%となっており、法定雇用率2.6%は達成している状況である。

今後は、会計年度任用職員の障がい者雇用や、障がい者である職員一人ひとりの特性に合わせた職場環境の構築などが課題であり、今まで以上に障がい者が働きやすい職場環境に取り組んでいく必要がある。

6 目標

①採用に関する目標

- ・実雇用率を法定雇用率（2.6%）以上
- ・新規採用職員試験における障がい者募集枠の実施（評価方法）
毎年任免状況通報により把握・進捗管理

[参考] 令和2年6月1日時点の実雇用率 3.24%

令和3年6月1日時点の実雇用率 3.10%

令和4年6月1日時点の実雇用率 3.01%

※実雇用率とは…実際に雇用されている障がいのある人の割合

②定着に関する目標

新規採用後、離職者をできる限り生じさせない。

(評価方法)

毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録等を元に、前年度採用者の定着状況を把握する。

7 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

○組織面

障害者雇用推進者として総務課長を選任する。

○人材面

障害者職業生活相談員を総務課職員の中から選任し、選任者には障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・新規採用時または部署異動その他必要に応じて面談等を行い、配属先の業務内容が適切であるか点検を実施する。
- ・人事評価面談や人事意向調査の希望等を踏まえ、障がい者が活躍できる職場の選定及び創出を行う。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

○職務環境

面談等を実施し、必要となる配慮等を把握し、個々に応じた必要な対策を講じる。なお、対策を講じるにあたっては本人の要望を踏まえつつ、職場に過度な負担とならない範囲で適切に環境を整備する。

○募集・採用

- ・特別支援学校等の生徒を対象とした職場体験実習の受入を積極的に行う。
- ・次年度の新規職員採用試験を実施する際は、一般職員の募集と併せて障がい者枠を設け、障がい者の受験機会を確保する。
- ・採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、面接時に手話通訳者を配置するなど受験しやすい環境を配慮する。
- ・募集及び採用にあたっては、以下の取り扱いを行わない。
 - ①特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - ②「自力で通勤できること」といった条件を設定する。
 - ③介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ④「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ⑤特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

○多様で柔軟な働き方の推進

- ・必要に応じて、テレワーク勤務やフレックスタイム制など柔軟な時間管理制度の利用を検討する。
- ・職場における各種休暇制度を取得しやすい雰囲気づくりを行う。

○職員の育成（キャリア形成）

- ・人事異動にあたっては、本人の意向を確認して一人ひとりの特性や能力のほか、希望する職務等を把握し、業務との適切なマッチング等を図る。
- ・本人の希望等も踏まえつつ、計画的に実務研修、向上研修等の職員研修を実施する。
- ・会計年度任用職員として雇用し、業務経験を積むなか、採用試験への申し込みにつながるような取り組みを検討する。

○その他の人事管理

- ・必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。

8 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。